

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年5月1日 13時30分頃
発生場所	神奈川県三浦市三崎港西方沖 諸磯 ^{もろいそ} 埼灯台から真方位300° 1.3海里付近 (概位 北緯35°10.0′ 東経139°35.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{トゥルーブルー} TruBlu-Ⅲは、船首を南南西方に向けて漂流中、また、遊漁船第三丸八丸 ^{まるはち} は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年5月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート TruBlu-Ⅲ、5.8トン 260-50665 神奈川、個人所有 B 遊漁船 第三丸八丸、4.9トン KN3-15168（漁船登録番号）、個人所有 第235-42847号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定（限定なし）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に破口 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、三崎港西方沖の釣り場に向けて三浦市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航した。 船長Aは、A 船の船首を南南西方に向けて漂流させ、船長A及び友人1人が左舷後部甲板上で、他の友人1人が右舷後部甲板上でそれぞれ釣りを開始した。 船長Aは、友人2人の釣りの手伝いの合間に、A 船の船首を風上に向ける操作をしようと操縦席に行ったところ、船首方からB 船が接近するのを認めた。 船長Aは、友人2人にB 船が接近していることを伝えた後、船首方に視線を戻したところ、至近にB 船を認めたが衝突を避ける措置を採ることができないまま、A 船の右舷船尾部とB 船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、友人2人に怪我 ^{けが} がないこと及びA 船の損傷状況を確認した後、本件マリーナに本事故の発生を連絡して、海上保安庁への通報

	を依頼し、A船は自力航行で本件マリーナに戻った。 船長Aは、本事故発生場所付近で約10回漂流しながら釣りをしたことがあり、これまでは航行中の他船が漂流中のA船を避けていたので、今回もB船がA船を避けると思い、漂流を続けていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、三浦市城ヶ島南南西方沖での遊漁を終え、神奈川県横須賀市長井漁港に向け帰航を開始した。 船長Bは、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、目視及びレーダーで周囲の見張りをしながら、B船を約16ノットの対地速力で手動操舵により北東進させた。このとき、B船は船首が持ち上がって船首方に死角を生じていた。 船長Bは、漁業無線で長井漁港付近にカヌーが航行しているとの情報に意識を向けていたところ、突然衝撃を受けたので、主機を中立として後方を確認したところ、A船を認めて、B船とA船とが衝突したことに気付いた。 船長Bは、釣り客に負傷がないこと及びB船の損傷状況を確認し、B船を自力航行で本件マリーナに着けた。 船長Bは、本事故時、衝突するまでA船に気付かなかった。 船長Bは、平成30年7月24日に神奈川県知事から遊漁船業者の登録を受けていた。
分析	A船は、船首を南南西方に向けて漂流中、船長Aが、船首方に航行中のB船を認めたものの、B船がA船を避けると思い漂流を続けたことから、友人に声掛けをする間にB船に対する避航動作が遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、ふだんから航行中の他船が漂流中のA船を避けていたことから、本事故当時もB船がA船を避けると思ったものと考えられる。 B船は、北東進中、船長Bが、漁業無線で長井漁港付近にカヌーが航行しているとの情報に意識を向けて操船を続けたことから、船首方で漂流中のA船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、航行中、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを適切に行っておらず、B船がA船の死角に入っていたことから、A船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が船首を南南西方に向けて漂流中、B船が北東進中、船長Aが、船首方に航行中のB船を認めたものの、B船がA船を避けると思い漂流を続けたため、B船に対する避航動作が遅れ、また、船長Bが、漁業無線で長井漁港付近にカヌーが航行しているとの情報に意識を向けて操船を続け、死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、A船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 漂泊中の小型船舶の船長は、自船に接近する他船を認めた場合、他船が避けると思わず、余裕のある時機に衝突を避ける措置を速やかに採ること。 ・ 小型船舶の船長は、航行中、操船及び見張りに意識を集中し、船首方に死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。
--------------	---